

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第6条第2項第2号、第21条第1項及び第25条の規定に基づき、平成26年人事院公示第23号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和6年3月29日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 受験者は、試験機関の指定する日時、試験地及び試験場において、次の各号に掲げるいずれかの試験（人事院規則8—18（採用試験）第19条第1項の規定により告知された採用試験の第1次試験の日の属する年の5年前の年の4月1日以後に実施されたものに限る。 <u>以下この項において「対象試験」という。</u> ）の成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出すること（ <u>対象試験の成績を証する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電</u>	1 受験者は、試験機関の指定する日時、試験地及び試験場において、次の各号のいずれかの試験（人事院規則8—18（採用試験）第19条第1項の規定により告知された採用試験の第1次試験の日の属する年の5年前の年の4月1日以後に実施されたものに限る。）の成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出することができる。

子計算機による情報処理の用に供
されるものをいう。)を出力する
ことにより作成した書面であつ
て、試験機関が当該書面に記載さ
れた事項を利用して真正な成績を
確認することができるものを提出
することを含む。次項及び第三項
において「成績証明書の提示等」
という。)ができる。

一 (略)

二 Educational Testing Service
のTOEIC Listening & Reading Test (公開テストに限る。)

三・四 (略)

2 試験機関は、成績証明書の提示
等をした受験者については、当該
成績証明書の提示等に係る前項の
成績に応じて、平成23年人事院
公示第17号 (第4項において
「公示」という。)第2項第3号
(1)に基づき定める基準 (次項にお

一 (略)

二 Educational Testing Service
のTOEIC Listening & Reading Test (平成28年8月5日に
名称が変更される前のTOEIC
Cテストを含み、公開テストに
限る。)

三・四 (略)

2 試験機関は、前項に規定する提
示及び提出をした受験者について
は、当該提示及び提出に係る同項
の成績に応じて、平成23年人事
院公示第17号 (以下「公示」と
いう。)第2項第3号(1)に基づき
定める基準 (以下単に「基準」と

<p>いて単に「基準」という。)に従い英語試験による能力及び適性(人事院規則8—18第2条に規定する能力及び適性をいう。次項において同じ。)を有するかどうかの判定(次項において単に「判定」という。)を行うものとする。</p> <p>3 試験機関は、<u>成績証明書</u>の提示等をしなかった受験者については、英語試験に係る能力及び適性を確認できなかったものとして、基準に従い判定を行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>いう。)に従い英語試験による能力及び適性(規則第2条に規定する能力及び適性をいう。以下同じ。)を有するかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を行うものとする。</p> <p>3 試験機関は、<u>第1項に規定する提示及び提出</u>をしなかった受験者については、英語試験に係る能力及び適性を確認できなかったものとして、基準に従い判定を行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。